

首都圏マンション管理士会 千葉県支部 運営細則

(総則)

第 1 条 当支部の運営は、本部（有限責任中間法人首都圏マンション管理士会）の倫理綱領ならびに定款および規約に則るものとする。なお、当支部の運営に必要な細則を第 2 条以下に定める。

(名称)

第 2 条 当支部は、「首都圏マンション管理士会 千葉県支部」と称する。

(目的)

第 3 条 当支部は、千葉県に居住する本部会員により構成し、本部の倫理綱領ならびに定款および規約に準拠し、地域に密着した組織的活動と交流を展開する。

(事業)

第 4 条 当支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、当支部会員の業務活動への協力および支援
- 二、区分所有者および管理組合等への広報活動
- 三、地方自治体および関係団体との綿密な連携および協力
- 四、管理組合を対象とした支部会員の紹介および顧問の斡旋
- 五、区分所有者および管理組合を対象とした相談会の開催
および相談会への支部会員の派遣
- 六、支部会員相互による情報交換会および勉強会の開催
- 七、県内に存するマンションに関する調査
- 八、その他前各号に関連する事業

(役員)

第 5 条 当支部には、次の役員を置く。

支 部 長（幹事）	1 名
副支部長（幹事）	3 名以内

事務局長（幹事）	1名
幹事	8名以内
監査	2名以内

（総会）

第6条 当支部の総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 総会の議長は支部長が務める。

（議決方法）

第7条 総会は当支部会員の半数以上の出席で成立する。

2 議事は出席会員の過半数で議決する。

3 議決権は書面または代理人によって行使することができる。ただし、代理人は当支部の会員に限る。

（幹事会）

第8条 当支部の幹事会は幹事および監査で構成し、支部長が開催する。

（部会の設置）

第9条 当支部には、下部組織として、（原則）市単位の部会を設置することができる。

（事業年度）

第10条 当支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会費）

第11条 当支部の運営費充当のため、必要に応じ、総会の決議により支部会員より会費を徴収することができる。

（付則）

第12条 本細則に定めなき事項については、本部の倫理綱領ならびに定款および規約を準用する。

2 本細則は、平成15年4月27日から施行する。

（平成16年5月9日、一部改正）